

国立大学法人京都大学有期雇用教職員及び時間雇用教職員の雇用年齢上限後の雇用に関する特例を定める規則

(有期雇用教職員)

第1条 国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則の全部を改正する規則（平成17年達示第37号）附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号。以下「有期雇用就業規則」という。）第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、有期雇用就業規則別表第1により雇用年齢上限が満60歳と定められている者が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第2号に掲げる時間雇用教職員として雇用することができる。

2 前項の時間雇用教職員の時間給は1,200円とする。

(時間雇用教職員)

第2条 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の全部を改正する規則（平成17年達示第38号）附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号。以下「時間雇用就業規則」という。）第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、時間雇用就業規則別表第1により雇用年齢上限が満60歳と定められている者（雇用時に契約期間が定められている者を除く。）が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、引き続き時間雇用教職員として雇用することができる。

(雇用の上限年齢)

第3条 前2条の規定により引き続き雇用される者の任期の末日は、生年月日別に次表の上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

生 年 月 日	上限年齢
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳
昭和24年4月2日以降	65歳

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。